

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
〔 公 印 省 略 〕

道路交通法改正の一部改正に伴う 「準中型免許の新設」について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 6 月 17 日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、平成 29 年 3 月 12 日より施行され、『準中型免許』が新設されます。

この準中型免許は、若い人がトラックドライバーの仕事に従事しやすいように新設された免許であり、普通免許を保有していなくとも 18 歳で取得する事が出来る事になっております。

この免許を取得する事により、トラック運送業界への若年者の入職が期待されるとともにトラック業界への就業間口が広がるものと期待されております。

つきましては、準中型免許の新設にあたり、別添パンフレットが作成されておりますので、ご参考までにお知らせ致します。

記

①主なポイント

- 1)車両総重量 3.5 トン以上 7.5 トン未満のトラックが対象
- 2)18 歳で普通免許が無くても取得可能
- 3)現行普通免許保有者は、自動的に「5 トン限定準中型免許」へ移行等となっております

(※ 同免許新設の詳細については、下記パンフレットを参照願います。)

パンフレット「準中型免許 Q & A」 (作成：(公社)全日本トラック協会)

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/jun_chugata/jun_chugata_q_and_a_03.pdf